

議案第 3 6 号

目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 9 月目黒区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 2 の 2 の項の次に次のように加える。

1 2 の 3 区長	住登外者宛名番号管理機能（区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であって、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------------	--

別表に次のように加える。

1 4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
-----------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。